

ポイント

(令和7年度漁業信用保険料率算定委員会の結果について)

1. 趣旨

第5期中期目標において、毎年度、保険料率水準を点検し、必要に応じて見直しを行うとされており、令和7年12月11日に漁業信用保険料率算定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、点検を行った。併せて、事業資金に係る保険料率の適用等について検討を行った。

2. 保険料率の見直し

(1) 考え方

令和4年度の委員会において整理し、年度計画に定めている以下の考え方に従い、保険料率の見直しが必要かどうか検討をしている。

上記前提を踏まえ、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を最終決定している。

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定

$$\text{理論値保険料率} = \text{事故率} \times (1 - \text{回収率}) \div \text{残高率}$$

(2) 保険料率水準の点検結果

- ① 漁業近代化資金（以下、「近代化資金」という。）については、「20トン以上」、「その他」ともに理論値保険料率が低下傾向にあり、かつ設定保険料率を下回っており、料率の

引下げの検討要件に合致している。

- ② 事業資金及び経営維持資金については、理論値保険料率が設定保険料率を上回っているものの、その差は拡大傾向にないことから、見直しの検討要件に合致していない。

(3) 次年度の料率について

料率見直しの検討要件に合致した近代化資金について、料率引下げの検討を行ったところ、現行の設定保険料率は令和6年4月に適用されたものであるが、令和4年度以降の理論値保険料率がほぼ横ばいであること、また、今後の事故率の上昇リスクも継続していることから、保険料率の見直しは行わず、据え置くこととする。

事業資金及び経営維持資金については、見直しの検討要件を満たしていないため、料率は据え置くこととする。

3. 事業資金に係る保険料率の適用について

「近代化資金の補完融資」及び、「日本政策金融公庫資金との協調融資」について、制度的理由から事業資金を活用せざるを得ず、結果として同一の設備等に係る融資の中で、或いは協調融資の相手方の違いで異なる保険料率が適用されている実態がある。

これを踏まえ、より合理的な料率の適用及び制度利用の促進を図るため、これらの事業資金については近代化資金と同等とみなし得ると整理し、令和8年4月より近代化資金の保険料率を適用（5号資金を除く）することとする。

4. 次年度以降の検討項目について

(1) 保証保険における「金融公庫資金」、「漁協等保証債務」の料率見直し

保証保険における「金融公庫資金」、「漁協等保証債務」の料率については、本来は近代化資金の料率にあわせて見直す必要があったとも考え得ることから、経緯を含め検証し、

見直しを検討する。

(2) 事業資金の保険料率適用の見直しにおける5号資金への対象拡大

今回の見直しでは近代化資金の5号資金を対象から除外しているが、この資金についても対象とするようとの要望があることから、引受や資金用途等の実態を協会に確認し、対象とすることが可能か検討する。

(3) 災害特例保険料率の見直し

災害特例保険料率は、保証料率引下げを行う協会・支所の負担を軽減し、被災漁業者の保証料負担の軽減を図る目的で、令和3年4月に措置したもので、その保険料率については、協会・支所の保証料率の30%の引き下げに相当する減収分（各協会の設定料率のうち最低値からの引下げに相当する部分のみ）を信用基金の保険料引き下げにより賄うとの考え方にに基づき区分ごとに設定している。

一方、保険てん補率が70%であること、保証料率が保険料率よりも高い水準に設定されていることから、保険料率の水準によっては協会の減収分を保険料率の引下げでは吸収できない状況が想定され、制度設計上の問題がある。

また、近代化資金については災害特例料率と通常料率の差がわずかであり、特例の意義が希薄となっている実態もあり、より安定的かつ特例として適当な制度設計への見直しが必要と考えられる。

以上

漁業信用保険料率に係る令和7年度の点検等について

1 趣旨

第5期中期目標において、漁業信用保険料率については、毎年度、保険料率水準を点検し、必要に応じて保険料率の見直しを行うとされており、本年度も漁業信用保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施する。併せて、適切な保険料率の適用の観点から、保険料率等に関し必要な検討を行う。

【参考】第5期中期目標（抜粋）

第3-3-(2)-ア 適切な保険料率の設定

保険料率については、漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担が過度に大きくなるよう十分配慮しつつ、持続的に制度運営していけるよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

2 保険料率の設定の考え方

(1) 保険料率の基本的な考え方（理論値保険料率）

保険料率は、収支相等の原則に基づき、保険料及び回収金で保険金を支出することを基本とする。

収支が均衡する理論値保険料率は、収支相等の原則から以下により算出される。

$$\text{理論値保険料率} = \text{事故率} \times (1 - \text{回収率}) / \text{残高率}$$

※1 事故率：保険引受年度以降、経過年度毎に算出した代位弁済額及び弁済額のうち、直近10か年累計における代位弁済額 / (弁済額 + 代位弁済額)

※2 回収率：保険金支払年度以降の経過年数ごとの回収率（回収額 / 保険金支払額）の直近10か年累計

※3 残高率：直近10か年における年平均保険価額残高の保険期間累計値を当初引受保険価額で割ったもの

(2) 設定保険料率の考え方

① 漁業信用保険については、漁業者の保証料負担が過度に大きくなるよう、国の支援を前提とした政策的な保険料率が設定されるよう制度設計されている。

具体的には、収支が均衡する保険料率（理論値保険料率）に基づき算出される保険料と漁業者の負担軽減の観点から設定された保険料率（設定保険料率）に基づく保険料の差額を、国の漁業信用保険事業交付金により補う仕組みとなっている。

② このことから、保険料、回収金、保険金及び交付金の4つの要素による業務収支が中長期的に均衡することを基本的な考えとしている。

3 保険料率の点検

(1) 保険料率の見直しの考え方

令和4年度の料率算定委員会において整理し、年度計画に定めている以下の考え方に従い、保険料率の見直しが必要かどうか検討をしている。

- ・ 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
 - ・ 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること
- を前提にしつつ、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定する

上記前提を踏まえ、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を最終決定している。

(2) 点検対象資金について

各資金種類の令和6年度末現在の保険価額残高に占める割合（金額ベース）を見ると、以下の3つの資金種類で全体の約97%を占めている。

- ① 漁業近代化資金 72%
- ② 事業資金 23%
- ③ 経営維持資金※ 2%

これら主要な資金について理論値保険料率を算出し、設定保険料率との比較を行っている。なお、残り3%のその他の資金の内訳は下表「その他の資金の内訳」のとおりである。

※緊急融資資金（一般・借替）、経営安定資金、事業資金（うち旧債整理資金）

保険引受残高の構成比率（令和6年度末時点）



4 保険料率水準の点検結果

設定保険料率と理論値保険料率の差は下表の通りとなり、直近（令和6年度）の実績に基づき算出した令和7年度理論値保険料率（代替値含む）は、近代化資金の各区分で設定保険料率を下回り、事業資金及び経営維持資金の各区分で設定保険料率を上回る結果となった。

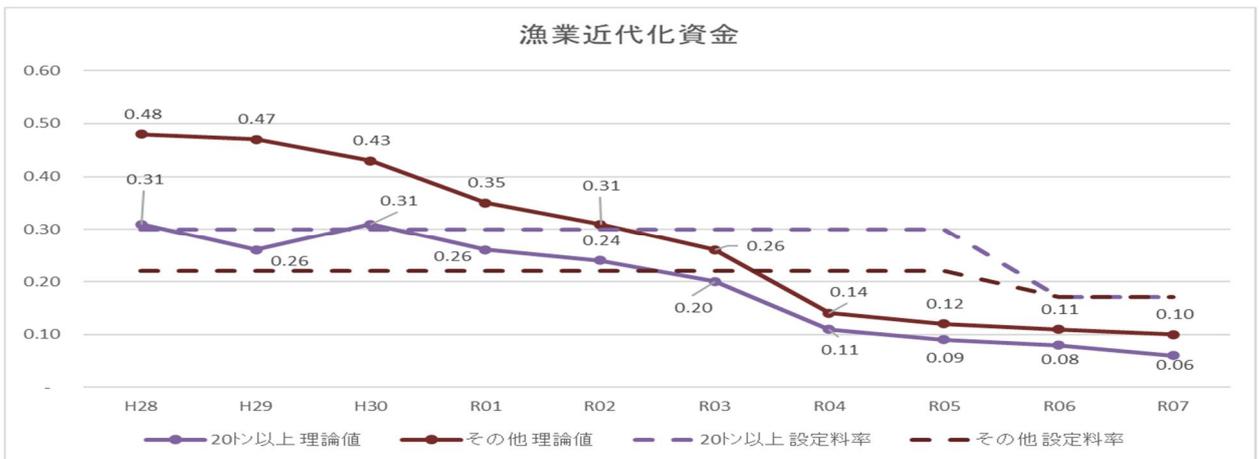
- (1) 近代化資金については「20トン以上」、「その他」ともに理論値保険料率が低下傾向、かつ設定保険料率を下回っており、料率の引下げの検討要件に合致している。

○近代化資金の直近10か年における理論値保険料率の推移

(単位:%)

	設定 保険料率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
20トン以上	0.17	0.31	0.26	0.05 (0.31)	0.04 (0.26)	0.05 (0.24)	0.02 (0.20)	- (0.11)	- (0.09)	- (0.08)	- (0.06)
その他	0.17	0.48	0.47	0.43	0.35	0.31	0.26	0.14	0.12	0.11	0.10

※括弧は20トン以上とその他のデータを統合した「代替値」（20トン以上は直近10年間 事故がないため、「20トン以上」「その他」のデータを統合して理論値を算出）



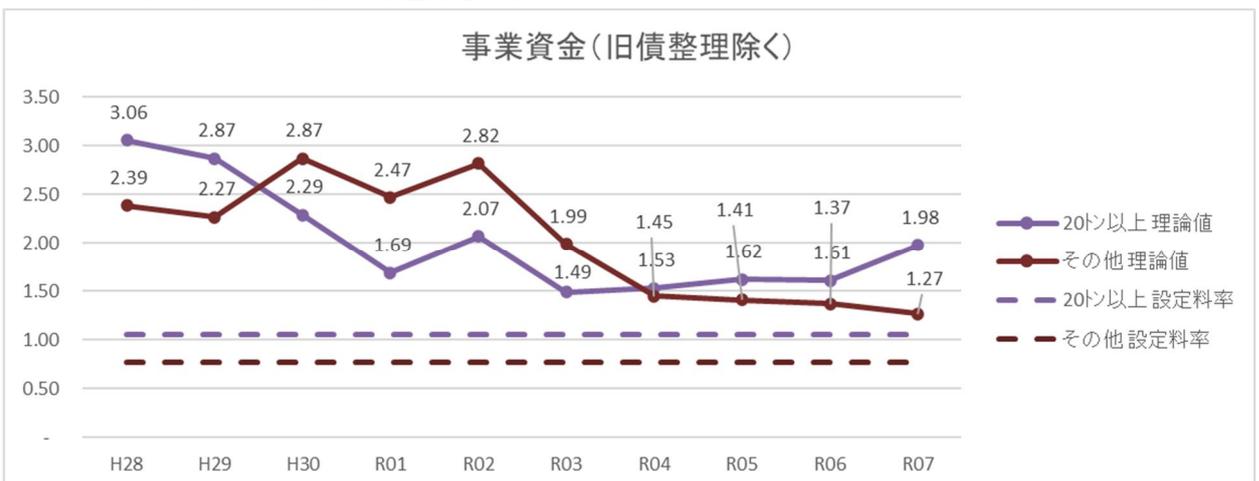
- (2) 事業資金及び経営維持資金については、理論値保険料率が設定保険料率を上回っているものの、その差は拡大傾向にないことから、見直しの検討要件に合致していない。

○事業資金の直近10か年における理論値保険料率の推移

(単位:%)

	設定 保険料率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
20トン以上	1.05	3.06	2.87	2.29	1.69	2.07	1.64	1.53	1.62	1.61	1.98
その他	0.77	2.39	2.27	2.87	2.47	2.82	2.68	1.45	1.41	1.37	1.27

※令和4年度以前の事業資金は旧債整理を含む



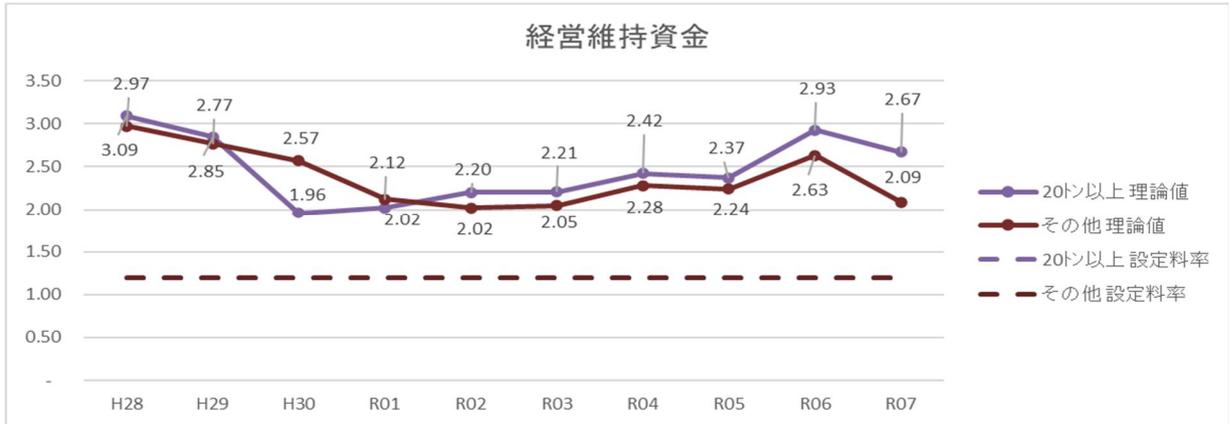
○漁業経営維持資金の直近10か年における理論値保険料率の推移

(単位: %)

	設定 保険料率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
20トン以上	1.20	3.09	2.85	1.96	2.02	2.22	2.21	(2.42)	(2.37)	(2.93)	(2.67)
その他	1.20	2.97	2.77	2.57	2.12	2.02	2.05	2.28	2.24	2.63	2.09

※令和3年度以前の経営維持資金は借替緊急融資資金の理論値

※括弧書は20トン以上とその他のデータを統合した「代替値」(20トン以上は直近10年の残高がないため、「20トン以上」「その他」のデータを統合して理論値を算出)



5 次年度の料率について

(1) 次年度の料率について

①近代化資金について

上記4(1)記載のとおり、料率の引下げの検討要件に合致しているため、3(1)の考え方に従い、料率引下げの検討を行ったが、以下の理由により、**今回は保険料率の見直しは行わず、据え置くこととする。**

現行の料率は令和5年度の料率算定委員会において検討され、令和6年4月に適用※されたものであるが、その水準は新型コロナ対策の金融支援の効果が薄れ、事故率が上昇することを見込んだ安定的なものとして「その他」の令和3～5年度の理論値の平均値を採用したものであり(「20トン以上」は「その他」より低い水準にしないとの考え)、その後の理論値の推移がほぼ横ばいであること、また、近代化資金における保険金支払状況は令和5年度25百万円に対し、令和6年度は92百万円に増加しており、今後の事故率上昇リスクも継続していること

※現行の設定保険料率は、令和6年4月に料率引下げ(近代化保証料率 20トン以上: 0.30→0.17 その他: 0.22→0.17)を実施している。

②事業資金及び経営維持資金について

前述のとおり見直しの検討要件を満たしていないため、**料率は据え置くこととする。**

(2) 今後における料率検討上の留意点

令和6年度は保険金支払が大幅に増加し、保険収支の黒字幅が縮小したこと、令和7年度も保険料収入の減少に加え保険金支払が約8億円程度となり、前年に引き続き高い水準となる見込みであることに留意が必要である。(下表参照)

今後、海洋環境変化による漁獲量の減少や飼料高騰等により、保険金支払が増加する可能性もあり、保険金支払額の動向について注視していく必要がある。

保険金支払額推移とR7年度保険金支払額見込み					(単位 円)
	R3	R4	R5	R6	R7見込
保険金支払額①	678,572,493	395,225,130	346,609,131	745,628,215	780,589,130
(①の填補率)	71%	94%	59%	69%	
代位弁済見込②	1,599,166,000	1,217,427,000	1,109,824,000	1,652,500,000	1,508,357,000
代位弁済額③	951,386,000	422,073,000	585,774,000	1,077,299,000	
(②の代弁実行率)	59%	35%	53%	65%	

R7保険金見込額：R7代位弁済見込×R6代弁実行率(65%)×R6填補率(69%)+R7代位弁済見込みに含まない案件の保険金請求額※
 ※R7.10末時点の破産等による保険金請求額 約1億円

(参考) 直近10か年における漁業信用保険業務の保険収支 (単位：百万円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険料	905	834	767	705	678	692	660	600	554	540
回収金	654	684	772	683	600	656	562	442	464	503
交付金	345	345	345	345	345	172	172	172	172	172
収入計	1,903	1,862	1,883	1,732	1,622	1,520	1,394	1,215	1,191	1,215
保険金	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679	395	347	746
支出計	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679	395	347	746
保険収支	▲ 23	▲ 992	520	584	286	828	716	820	844	470

6 事業資金の保険料率の見直しについて

(1) 「近代化資金の補完融資」及び、「日本政策金融公庫資金（以下、「公庫」という。）との協調融資」について、制度的理由から事業資金を活用せざるを得ず、結果として同一の設備等に係る融資の中で、或いは協調融資の相手方の違いで異なる保険料率が適用されている実態がある。

漁業者等の負担及び持続的な制度運営に十分配慮しつつ、より合理的な料率の適用及び制度利用の促進を図るため、これらの事業資金については近代化資金と同等と見なし得ると整理し、**令和8年4月より近代化資金の保険料率を適用することとする。**

なお、養殖用種苗や育成資金を対象とする近代化資金の5号資金については、近代化資金で認定されない経費も事業資金で併せて調達されている事例があることを踏まえ対象から除外している。

(2) 保険料収入への影響については、下記のとおり、最大でも年250万円程度のマイナスであり、保険収支に大きな影響を及ぼすものではない。

一方、保険料率が下がることにより、従来、地元金融機関の低利な融資で行われていた協調融資の部分を取り込むことで、保証残高の増加につなげることも期待できる。

○保険料減少額の試算

(単位：千円)

年度	保険料率	事業資金（設備資金） の保険料	併せ融資とみられる案件 の割合（金額ベース）	併せ融資見合いの 保険料	料率を下げた場合の 保険料	減少額	
	(A)	(B)	(C)	(D)=(B)×(C)	(E)=(D)×0.0017/(A)	(F)=(E)－(D)	
R2	1.05%	8,604	0.0%	0	0	0	-1,395
	0.77%	18,215	9.8%	1,791	395	-1,395	
R3	1.05%	2,001	1.0%	20	3	-17	-2,128
	0.77%	13,626	19.9%	2,709	598	-2,111	
R4	1.05%	3,178	13.8%	438	71	-367	-2,567
	0.77%	12,552	22.5%	2,822	623	-2,199	
R5	1.05%	2,030	0.8%	17	3	-14	-2,337
	0.77%	14,360	20.8%	2,981	658	-2,323	
R6	1.05%	7,413	14.3%	1,058	171	-886	-2,550
	0.77%	16,145	13.2%	2,135	471	-1,663	

上記表は、当基金の漁保システムの直近5年分の引受データから、同被保証人による借入のうち、近代化資金（設備）と同日に貸付している事業資金（設備）の案件を抽出し、これを協調融資と仮定し保険料の減収額を試算したものである。

7 次年度以降の検討項目について

(1) 保証保険における「金融公庫資金」、「漁協等保証債務」の料率見直し

「金融公庫資金」の料率については、「公庫転貸資金」が保証保険対象化（昭和59年4月）された際、金融公庫資金の融通の円滑化を図るため、その保険料率については、同資金が基本的には漁業生産力の維持増進に必要な資金であること等を勘案し、農業における公庫資金の取扱いと同様に近代化資金の料率を当面適用することとされた。

また、「漁協等保証債務（いわゆる副保証）」については、「業務委託による公庫資金の貸付」が保証保険対象化（平成15年1月）されたものであり、料率は「金融公庫資金」と同じ水準とされた。

これら資金の料率については、これまで見直しが行われていないが、本来は近代化資金の料率にあわせて見直す必要があったとも考え得ることから、経緯を含め検証し、見直しを検討する。

※「金融公庫資金」：漁協等が公庫から資金を借り受けて、それと同一の条件で中小漁業者等に転貸する資金

「漁協等保証債務」：信漁連が公庫の委託を受けて、中小漁業者等に貸付を行う資金

(2) 事業資金の保険料率の見直しにおける5号資金への対象拡大

事業資金の保険料率の見直しについては6.(1)のとおり5号資金を対象から除外しているが、経費を含まない種苗のみに対する融資実態があり、5号資金についても対象拡大への要請が一部支所からあった。

今後、5号資金の引受や資金用途等の実態を協会に確認し、より合理的な料率の適用及び制度利用の促進を図るために5号資金も対象としていくか検証をしていく。

(3) 災害特例保険料率の見直し

災害特例保険料率は、保証料率引下げを行う協会・支所の負担を軽減し、被災漁業者の保証料負担の軽減を図る目的で、令和3年4月に措置したもので、その保険料率につ

いては、協会・支所の保証料率の30%以上の引き下げに相当する減収分（各協会の設定料率のうち最低値からの引下げに相当する部分のみ）を信用基金の保険料引き下げにより賄うとの考え方に基づき区分ごとに設定している。

一方、保険てん補率が70%であること、保証料率が保険料率よりも高い水準に設定されていることから、保険料率の水準によっては協会の減収分を保険料率の引下げでは吸収できない状況が想定され、制度設計上の問題がある。

また、近代化資金については災害特例料率と通常料率の差がわずかであり、特例の意義が希薄となっている実態もあり、より安定的かつ特例として適当な制度設計に見直す必要がある。